

順位	氏名（議席）	発言の要旨
5	佐野 智昭（１７）	１．マナー条例10年の総括と、ごみのない日本一美しいまちへの展開について 富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例、通称マナー条例は、本年６月１日に施行10周年の節目を迎えた。 本市はこの間、全国に先駆けたチームちょこ美の創設や富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくり行動計画（以下、「行動計画」という。）の策定など、独自の施策を展開してきた。 また、市長自らがごみ拾い活動に率先して参加し、現場の課題や活動の意義に深い理解を示していることは、市民や活動団体の大きな励みとなっている。そして、自ら手を動かし、まちを美しくする主体的な行動は、単なる清掃作業にとどまらず、まちの再発見を通じて当事者意識を育み、さらにそれが市民の誇り（シビックプライド）や地域社会のつながりを強めるという、まちづくりの根幹を成す好循環を生む力を有している。 しかし現場では、道路・公園・海岸等へのポイ捨て、たばこの吸い殻、テイクアウト容器や夏場の花火ごみの放置といった課題が依然として根深く存在している状況にある。また、市政モニターアンケートにおいても、取組の認知度や満足度に課題があることが示唆されている。 そこで条例施行10年を機に、これまでの歩みを総括するとともに、行動計画における2030年度目標（マナー条例の認知度50%、チームちょこ美の登録活動人数１万人）の達成にとどまらず、ごみのない日本一美しいまちを目指した新たな決意と、「まちをよごさない」「まちをきれいにする」という行動計画の２つの視点に基づき、さらに踏み込んだ対策を求め、以下質問する。 （１）マナー条例施行10年を振り返り、これまでの取組における成果と課題をどのように分析・評価しているか。 （２）ごみのない日本一美しいまちを目指しての将来ビジョンと行動計画の推進について ① 新スローガン「未来へつなごう 『キレイな富士市』」の下、市は次の10年でどのような美しいまちを目指すのか。 ② 2030年度目標の確実な達成に向けては、市民・企業・学校等を巻き込んだ全市的な機運の醸成が必要不可欠と考えるが、今後具体的にどのような取組を展開していくのか。 （３）マナー条例及び行動計画の「まちをよごさない」に関する施策の充実について ① 条例に規定されている指導・勧告及び氏名等の公表について周知を徹底し、悪質な違反者に対する抑止力としての実効性を高めるべきではないか。 ② 美化推進重点区域について、現在の３地区に加え、河川敷、公園、主要幹線道路や富士海岸など、ごみ散乱の実態や市民ニーズを踏まえて、区域指定を拡大していくべきではないか。 ③ たばこの吸い殻ポイ捨て対策として、ナッジ理論を活用したアスク・ザ・タバコ（二択アンケート型吸い殻入れ）など、楽しみながら参加できる新しい取組を取り入れてはどうか。 ④ テイクアウト容器ごみ等の散乱防止に向け、販売業者による回収容器の管理や消費者への啓発にとどまらず、市と事業者が連携した実行性のある取組を推進してはどうか。 （４）行動計画の「まちをきれいにする」に関する施策の充実について

順位	氏名（議席）	発言の要旨
5	佐野 智昭（１７）	① 活発に清掃活動を行う企業・団体やふじクリーンパートナー参加団体が、取組をアピールし、チームちょこ美や市民と効果的につながるよう、発表や顕彰・交流の場を創出してはどうか。 ② チームちょこ美や団体・企業等を巻き込み、清掃活動をスポーツや観光体験と掛け合わせて観光振興や地域活性化へと発展させるため、市として後押しや連携の取組を積極的に進めてはどうか。 ③ アプリ等の活用により、活動成果の数値化からポイント還元までを一貫して行えるプラットフォームを整備し、市民のやりがいや創出してはどうか。 ④ こどもたちがごみ散乱の実態を直視し、自ら課題を発見・解決する探究型環境教育を学校教育に積極的に取り入れてはどうか。 ⑤ 学校やクラス単位等でのチームちょこ美への登録を促すとともに、地域団体と連携した交流型清掃活動などを全市的に展開・拡充してはどうか。 ⑥ 中高生等の清掃ボランティアに対し、市長や教育長によるボランティア証明書等の発行や表彰を行うなど、意欲を高める環境を整えてはどうか。

順位	氏名（議席）	発言の要旨
6	伊東 美加（9）	1. 地域包括ケアシステムを支える地域拠点の構築について 少子高齢化や単身世帯の増加、家族構成の変化などに伴い、高齢者を取り巻く生活上の課題は、介護だけにとどまらず、医療、住まい、生活支援、認知症、孤独・孤立など、複数の分野にまたがるケースが増えています。 こうした中、住み慣れた地域で、できる限り自分らしい暮らしを続けていくためには、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいなどのサービスがそれぞれ独立して提供されるのではなく、地域の中で切れ目なくつながる地域包括ケアシステムの構築が重要です。 本市においても地域包括ケアシステムの構築が進められていますが、今後さらに高齢化が進む中では、それぞれの専門機関が個別に機能するだけでなく、地域の中に、医療・介護・福祉等の関係者が日常的につながり、必要な支援を早期に発見し、必要な専門職につなぎ、さらにはアウトリーチによって支援を届けることのできる地域の拠点が必要ではないかと考えます。 また、こうした拠点を新たに整備するのではなく、地域包括支援センターなど既存の地域拠点や公共施設を活用することで、地域の実情に応じた拠点を各地域に配置していく可能性もあるのではないかと考えます。 さらに、地域包括ケアシステムの構築を考える上では、介護サービスだけでなく、在宅医療を支える訪問診療や訪問看護などの医療機能が地域に根づいていることが不可欠です。 そこで、制度やサービスをつなぐという視点に加え、市民が暮らす地域そのものに、医療・介護・福祉・生活支援がつながる仕組みをどうつくるのかという視点から、以下のとおり伺います。 (1) 本市が現在進めている地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携について、これまでの成果と課題をどのように認識しているか伺います。 (2) 医療・介護・福祉等の関係機関が、個別のケースへの対応時だけでなく、日頃から顔の見える関係を構築し、地域における連携を促進するため、市としてどのような取組を行っているか。また、市が地域の関係機関をつなぐコーディネーターとして機能する必要性について、どのようにお考えか伺います。 (3) 日常生活圏域を、地域包括ケアシステムを展開する地域単位として捉え、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、訪問看護、介護サービス事業者、生活支援関係者等が連携できる地域拠点を設けることについてのお考えを伺います。 2. 地域医療の機能分化と連携について 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、生活を支える福祉の仕組みだけでなく、必要な医療を身近な地域で受けられる体制が不可欠です。 特に、高齢化が進む中では、急性期の治療を担う医療機関がその機能を十分に発揮するためにも、急性期治療を終えた患者を受け入れる回復期機能や、在宅復帰を支える医療・介護との連携が重要になります。 限られた医療資源を有効に活用し、救急医療を含む地域医療を持続可能なものとしていくためには、個々の医療機関の存続だけを考えるのではなく、地域全体として、それぞれの医療機関がどのような役割を担うのかを明確にしていくことが重要と考えます。 そこで、本市における今後の地域医療提供体制について伺います。 (1) 急性期、回復期、慢性期、在宅医療の役割分担について、市としてどの

順位	氏名（議席）	発言の要旨
6	伊東 美加（9）	ようにお考えか伺います。 (2) 急性期医療を担う市立中央病院と、他の医療機関との機能分化・連携をどのように進めているのか伺います。 (3) 現在、救急搬送され急性期治療を終えた患者を回復期等の医療機関へ円滑に移す、いわゆる下り搬送を受け入れる医療機関・病床は十分確保されていると認識しているか伺います。 (4) 急性期から回復期、在宅医療・介護まで切れ目のない医療提供体制を構築するため、本市として地域全体の医療機能の将来像を描き、関係する医療機関との協議を進めていくお考えはないか伺います。

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
7	藤田 哲哉（２７）	１．専門職の職員のキャリア形成支援と人材確保に向けた任用制度の見直しについて 富士市は令和６年度に富士市土木技術職員人材育成計画（以下、人材育成計画という。）を策定し、その中で未経験者への育成支援や明確なキャリアラダーを示し、専門職の人材確保・定着に向けた先進的な取組が進められており、対象の職員が将来に夢と目標を持ち、安心して働き続けられる環境を整えられたことは大変すばらしい取組であり、高く評価するものです。 一方で、市民の命と健康を夜昼問わず守る看護師や保健師、あるいは文化財等の保護・研究を担う学芸員などに目を向けると、キャリア形成においては、依然として昇進の頭打ちが現実であり、ライフステージや適性の変化に応じた一般事務職へのキャリアチェンジに挑戦する際には、採用試験を再度受け直さなければならないというハードルが存在しています。既に市職員として長年勤務し、現場の課題や行政組織を熟知しているにもかかわらず、新規採用と同等の試験を課すことは非常に高い障壁と言えます。 人材育成計画で示された先進的なキャリアパスの考え方を、看護師や学芸員等の他の専門職へも拡大し、一般事務職への柔軟な転換ルートと専門性を生かした最高職位への昇進ルートの双方を提示することこそが、本市全体の専門職の人材確保とモチベーション向上に不可欠であると考えます。 そこで、以下の２点について伺います。 (1) 看護師や保健師、学芸員などの専門職から一般事務職への職種変更を希望するに当たり、再試験の負担を軽減するため、試験の免除や優先的な任用措置等の制度見直しについて、どのように捉えているか伺います。 (2) 専門職においても、最高職位へ至る昇進ルートの明確化や多様なキャリアパスの整備を進める考えについて伺います。 ２．広見公園のバリアフリー園路整備の進捗について 広見公園は、昭和41年の合併記念公園であり、富士山かぐや姫ミュージアムや移築建造物群、バラ園などを擁する本市の歴史・文化・観光の核心的拠点です。しかし、地形の起伏が激しいため、園路については現在の都市公園移動等円滑化基準に適合しない急勾配等が残されております。このバリアフリー化については、平成27年11月定例会での一般質問において、第五次富士市総合計画後期基本計画で事業化できるよう努めると説明されておりました。 ところが、その後世界中を襲った新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの公共事業が休止や先送りを余儀なくされました。その結果、必要なバリアフリー整備の手が止まったまま時が経過し、第六次富士市総合計画後期基本計画を策定している令和８年度現在も、抜本的な園路改善が進んでいない現状があります。 そうした中、本年度予算においては、本市の貴重な近代建築遺産である洋館、旧順天堂田中歯科医院を広見公園内へ移築復原する事業が進められています。歴史的価値の高い洋館の移築は、広見公園の新たな魅力を創出するすばらしい取組です。しかし、せっかく移築を進めても、身体障害者用駐車場や博物館、バラ園からその洋館へ至る園路が、車椅子やベビーカー、足腰の弱いお年寄りにとって周遊しにくい状況のままであれば、その事業効果は半減してしまいます。新たな施設を呼び込む今だからこそ、誰もが安全・快適に巡ることができるバリアフリー園路の整備が不可欠です。

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
7	藤田 哲哉（２７）	そこで、以下の２点について伺います。 (1) コロナ禍による事業や財政への影響を経て、第六次富士市総合計画後期基本計画がスタートしようとしている今、広見公園のバリアフリー園路整備の遅れをどう認識し、今後どのように取り組むのか伺います。 (2) 本年度進められている旧順天堂田中歯科医院の移築復原事業に合わせ、移築後の施設から博物館や既存施設へ結ぶバリアフリー園路の優先的な整備を行う考えはあるか伺います。

順位	氏名（議席）	発言の要旨
8	小野 泰正（8）	1. 事業主、発注者及び地域防災の主体である富士市としての熱中症対策について 近年の気候変動の影響により、今年も暑い日が続きました。気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、国では、令和6年4月に気候変動適応法が全面施行されました。また、令和7年6月には労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され、国の熱中症対策は、熱中症予防から厳格な安全義務へとフェーズが変わってきていると考えられます。 このような状況を踏まえ、事業主、発注者及び地域防災の主体である富士市としても熱中症対策に取り組むべきと考え、以下質問します。 (1) 富士市は事業主として、厚生労働省の労働安全衛生規則の一部を改正する省令を踏まえ、公務に従ずる者の安全確保や健康管理に対し、どのような熱中症対策を行っていますか。 (2) 富士市は建設工事の発注者の責任として、受注者である企業等への熱中症対策をどのように考え、どのような対策を取っていますか。 (3) 令和8年熊本地震や令和8年8月千葉豪雨、富山県・石川県・福井県での大雨による被災の後、すぐに国から発出された被災住民や災害ボランティアの熱中症対策の徹底についての通達を受け、富士市では、今後、災害時の熱中症対策にどのように取り組んでいきますか。

順位	氏名（議席）	発言の要旨
9	小池 義治（15）	1. 国道139号富士改良及び本市場大渕線（香西新田工区）の完成時期と今後の渋滞対策について 2024年3月9日に富士川かりがね橋が開通し、市内における東西方向の自動車交通が分散され、特に富士川橋周辺では渋滞が大きく緩和された。一方、本市では、人口が減少に転じた2011年以降も自動車保有台数は横ばいから微増の傾向にあり、2011年の21万1551台から2025年の21万5754台となっている。こうした状況の中、特に南北方向を中心として、朝夕の時間帯における慢性的な渋滞が続いている箇所がある。 本市が事業主体となる道路整備については、富士市議会の予算決算委員会分科会等において議論する機会が多いことから、今回は、国及び県が事業主体となって進めている道路整備と、それに伴う今後の渋滞対策について、以下質問する。 (1) 国道139号富士改良について、現在の事業の進捗と、全線完成の時期をどのように見込んでいるか。 (2) 本市場大渕線（香西新田工区）について、現在の事業の進捗と、完成の時期をどのように見込んでいるか。 (3) 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会が公表している「主要渋滞箇所（一般道）令和7年8月4日時点」では、本市において、国道139号や県道富士由比線など6区間、計12か所（錦町北、富士IC、伝法沢、中村町、蓼原、蓮沼、中之浦、宮島東、早川、富士本町、橋下、富士川橋西）が主要渋滞箇所として示されている。 ① 国道139号富士改良及び本市場大渕線（香西新田工区）の供用開始によって、これら主要渋滞箇所のうち、渋滞の解消または緩和が見込まれる箇所はどこか。 ② 両路線の供用開始後も渋滞の解消または緩和が見込まれない主要渋滞箇所について、その要因をどのように捉え、国・県等の関係機関とどのような対策を進めていく考えか。 (4) 幹線道路の整備・開通は、自動車交通の流れを大きく変えるだけでなく、市民の居住地の選択や事業所・店舗等の立地判断にも影響を与えるなど、市民や事業者にとって関心の高い情報である。国・県・市といった事業主体の違いにかかわらず、市内の主要な幹線道路の整備状況や今後の整備予定、開通見通し等を一覧化し、市ウェブサイトなどで分かりやすく情報提供してはどうか。 2. 富士市立高等学校の在り方と自治体経営上の課題について 富士市立高等学校在り方審議会の設置については、令和8年2月定例会において、「市立高校が存続する意義、役割についてどう考えるのか、学校を維持する場合、どのように魅力ある市立高校にしていくのかを検討する」との答弁があった。 しかし、第1回審議会を傍聴したところ、市立高校を単独で存続させることを前提とした議論が中心となっており、本市が将来にわたり市立高校を設置・運営することが財政面を含めて持続可能であるかという点まで、十分に検討する審議会となっていないと感じた。 全国には1741の市区町村があるが、高等学校は都道府県を中心に設置されており、市区町村が自ら設置・運営する例は限られている。また、本市の高等学校費は、令和8年度決算で9億6584万円余、令和8年度当初予算で8億

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
9	小池 義治（１５）	3616万円余となっており、大きな財政負担を伴っている。 富士市内の高校再編については令和９年度早々に結論を出す必要があることから、市立高校の在り方についても、教育的な観点だけでなく、自治体経営、将来的な財政負担、施設の大規模改修・更新費、限られた財源の中での施策の優先順位まで含めて検討し、学校設置者である本市として早期に明確な方向性を示す必要があると考え、以下質問する。 (1) 本審議会の委員構成を見ると、教育関係者が中心であり、自治体財政、行政経営、公共施設マネジメント等を専門とする委員は限られている。市立高校に対する財政負担やその持続可能性について、本審議会ではどのように検討していく考えか。 (2) 本市の高等学校費は近年、年間８億円から10億円規模であり、今後は校舎等の大規模改修や更新に伴う財政負担も見込まれる。市立高校を維持していくのであれば、現在の運営経費だけでなく、大規模改修・更新費を含めた中長期的な財政負担と、その財源確保について明らかにする必要がある。本審議会及び予算を議決する富士市議会が十分に検討できるよう、大規模改修・更新費を含めた将来負担の試算及び財源確保の考え方を資料として示すべきと考えるが、いかがか。 (3) 本市が今後判断すべき重要な論点の一つは、市立高校として単独で存続させるのか、それとも県立高校との再編・統合に向けた協議を選択肢とするのかという、学校設置者としての基本的な方向性である。本審議会では、県立高校との再編・統合を含む複数の選択肢について踏み込んで議論し、本市の意思決定につながる答申を行うことができるのか。 (4) 市立高校を維持することの妥当性については、教育政策とは別に、自治体経営の観点から検証する必要があると考える。教育関係者を中心とせず、自治体財政、行政経営、公共施設マネジメント等の専門家及び市民で構成する別の審議会を設置する、または財政・総務部門が主導する庁内組織を設置し、将来的な財政負担や公共施設としての在り方も含めて検証すべきではないか。